

佐賀県「営繕工事における週休2日試行工事」実施要領

(目的)

第1条 将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、労働環境改善の取組の一環として佐賀県「営繕工事における週休2日試行工事」実施要領（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日の促進を図る。

(試行対象工事)

第2条 試行対象工事は、県土整備部建築住宅課が発注する営繕工事（公共住宅建設工事を含む。）とし、特記仕様書等に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、試行対象工事の対象外とする。

- (1) 竣工時期や作業時間に制約がある工事
- (2) 災害復旧等緊急を要する工事

なお、営繕工事以外（土木一式工事等）は、『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』によるものとする。

(用語の定義)

第3条 本要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知書の通知日）までの期間をいう。

なお、夏季休暇3日間、年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は、次に掲げる場合に係る期間とする。

- イ 発注者が作業等を要請した場合に係る期間
- ロ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合に係る期間
- ハ 周辺住民等からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合に係る期間

(4) 現場休息 現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

なお、同一現場で複数の工事が分離発注（発注を予定している工事のうち、専門的な工事を分離し専門工事へ別途発注することをいう。以下同じ。）される場合は、各発注工事単位で、現場休息を行うことができるものとする。

(5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、同一現場の全ての工事が現場休息を行い、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 4 週 8 休以上 対象期間内の現場休息の日数の割合（以下「現場休息率」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休息日についても、現場休息の日数に含めるものとする。

（発注方式）

第 4 条 発注方式は、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）とする。

（週休 2 日の実施）

第 5 条 受注者は、週休 2 日の実施等について、次に掲げる方法により報告等しなければならない。

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休 2 日実施希望の有無を工事打合簿にて監督員に提出する。

(2) 計画工程表の提出

週休 2 日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休 2 日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。その際、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

また、対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を発注者と協議により決定する。

なお、提出する工程表は、第 3 条を反映したものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休 2 日の取得計画が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員に提出しなければならない。

(3) 試行工事の表示

受注者は、「週休 2 日試行工事」である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 実施報告

受注者は、工程表（任意様式）に週休 2 日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は、これを提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。

(5) 変更協議

受注者は雨天等により、現場休息を行った場合又は工事工程の都合により、予定している現場休息日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告しなければならない。

2 監督員は必要に応じて次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 監督員は、週休2日の実施に当たり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- (2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場休息日に作業が発生するような指示を行ってはならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出された工程表により、現場休息日の取得状況を確認しなければならない。
- (4) 監督員は、現場休息の状況の確認にあたって、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (5) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工事の適正な施工期間を考慮して、全体工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

3 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

4 元請下請の取引の適正化

週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、必要に応じて所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携するものとする。

5 モニタリングの実施

週休2日試行工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へアンケート

ート調査を実施する。また、受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合は、その理由を把握する。

(積算方法等)

第6条

(1) 補正方法

第3条に定めた現場休息を行った日数(現場休息日)の実績に応じ、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を下表補正係数により補正する。

現場休息日の実績	① 4週6休以上 4週7休未満 現場休息率 21.4%以上 25.0%未満	② 4週7休以上 4週8休未満 現場休息率 25.0%以上 28.5%未満	③ 4週8休以上 現場休息率 28.5%以上
	補正係数	1.01	1.03

(2) 積算及び変更方法

予定価格の算定においては、4週8休以上を前提に、(1)③により労務費を補正し工事費を積算する。

現場休息の状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)①又は②に変更して工事費を積算し、減額変更するものとする。

また、4週6休に満たない場合及び受注者が週休2日の取組を希望しない場合については、労務費補正分を減額変更するものとする。

なお、受注者が週休2日の取組を希望しない場合については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、第3条に定めた現場休息を第5条に基づき達成できた場合は、現場休息日の実績に応じ、工事成績評定において下表により評価を行う。

ただし、4週6休以上を達成できなかったことによる減点を行わない。

現場休息日の実績	4週6休 4週7休	4週8休
一般監督員	工程管理(2項目)	工程管理(2項目)
主任(総括)監督員		工程管理(2項目)

(適用)

第8条 本要領は、令和5年3月16日から施行する。ただし、第6条の改定規定は、令和5年7月1日以降に公告する工事に適用する。

附則

令和2年2月26日制定

令和2年9月1日一部改定

※分離発注により複数の工事が実施される現場に対して、全工事一斉の現場閉所を求めず、工事単位での「現場休息」の取り組みを可能とした。

令和4年7月1日一部改定

※対象工事の拡大

令和5年3月16日一部改定

※積算方法の変更（令和5年7月1日以降に公告する工事に適用）